

⑬ 国立大学法人・  
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:野依 良治)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:荒川 正昭)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:飯吉 厚夫)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1287031.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1287031.htm</a>
中期目標期間	6年間(平成16年4月1日～平成22年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度 (全93法人)	H17年度 (全95法人)	H18年度 (全91法人)	H19年度 (全91法人)	H20年度 (全90法人)	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. 「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
<項目別評価>						
<b>1. 業務運営の改善・効率化</b>						
特筆すべき進捗状況にある	7法人(8%)	11法人(12%)	4法人(4%)	8法人(9%)	12法人(13%)	
順調に進んでいる	37法人(40%)	54法人(57%)	66法人(73%)	57法人(62%)	52法人(58%)	
おおむね順調に進んでいる	39法人(42%)	22法人(23%)	18法人(20%)	19法人(21%)	19法人(21%)	
やや遅れている	10法人(11%)	8法人(8%)	3法人(3%)	7法人(8%)	7法人(8%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
<b>2. 財務内容の改善</b>						
特筆すべき進捗状況にある	3法人(3%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	50法人(54%)	82法人(86%)	81法人(89%)	84法人(93%)	77法人(86%)	
おおむね順調に進んでいる	40法人(43%)	11法人(12%)	7法人(8%)	5法人(5%)	10法人(11%)	
やや遅れている	0法人(0%)	2法人(2%)	3法人(3%)	2法人(2%)	3法人(3%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
<b>3. 自己点検・評価及び情報提供</b>						
特筆すべき進捗状況にある	4法人(4%)	5法人(5%)	7法人(8%)	0法人(0%)	1法人(1%)	
順調に進んでいる	51法人(55%)	79法人(83%)	80法人(88%)	82法人(91%)	87法人(97%)	
おおむね順調に進んでいる	35法人(38%)	8法人(8%)	3法人(3%)	3法人(3%)	1法人(1%)	
やや遅れている	3法人(3%)	3法人(3%)	1法人(1%)	6法人(6%)	1法人(1%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
<b>4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)</b>						
特筆すべき進捗状況にある	1法人(1%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	52法人(56%)	84法人(88%)	80法人(88%)	76法人(84%)	81法人(90%)	
おおむね順調に進んでいる	37法人(40%)	9法人(9%)	10法人(11%)	12法人(13%)	7法人(8%)	
やや遅れている	3法人(3%)	2法人(2%)	1法人(1%)	3法人(3%)	2法人(2%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	

2. 国立大学法人評価委員会による平成20年度評価結果(H21.11.6)(主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 中期目標期間の5年目に当たり、それぞれの法人において、学長・機構長のリーダーシップの下、各法人の基本的な理念や置かれた環境に応じて、工夫・改善を図りつつ、中期目標の達成に向けて意欲的に運営を進めている。一方、管理運営コストの削減は重要な課題であり、今後は、各法人の規模・特性に則して管理運営体制・組織の在り方を検証し、必要に応じてそのスリム化を検討していくことが期待される。併せて、法人間の連携による積極的な取組も多く見られてきており、今後さらなる展開が期待される。
- 「業務運営の改善・効率化」については、基本的には順調な進捗状況にあり、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、教職員の評価結果を給与等処遇に反映させるなど、特筆すべき進捗状況にある法人も見られた。
- 「財務内容の改善」については、多くの法人でその特色を活かしつつ、外部資金の獲得や経費節減に様々な工夫や努力を行った結果、具体的な成果が得られており、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、基本的には順調に進捗している。
- 「自己点検・評価及び情報提供」及び「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」については、基本的には順調に進捗しており、外部評価の実施や施設設備の有効活用等に積極的に取り組んでいる。一方で、経営協議会の運営、学生収容定員の充足、男女共同参画の推進等の重要な課題への対応について、取組が不十分な法人も見られ、今後、早急な対応が求められる。
- 教育研究等の質の向上の状況については、多くの法人において、法人化による環境の変化を積極的に活かし、指導方法の改善・充実、教育活動の個性化・特色化、学生支援体制の整備等の教育改革、競争的環境の醸成と資源の戦略的配分、女性研究者や若手研究者の育成、法人の特色に応じた研究活動の活性化や産業界や地域社会等への貢献に積極的に取り組んでいる。
- 全国共同利用の附置研究所及び研究施設においては、ユーザーや研究者コミュニティ等の意見を踏まえつつ、大型研究設備や

資料・データの提供、共同研究や研究集会の組織等を通じ、大学の枠を越えた共同利用・共同研究を実施しており、引き続き我が国全体の学術研究の発展に向け、全国共同利用の一層の推進が期待される。

- 附属病院においては、財政状況が厳しくなり、診療時間の増加による教育研究時間の減少が懸念される中でも、良質な医療人の育成のために魅力ある多様な教育研修プログラムを提供するとともに、新しい医療の創生のために、先端医療技術の開発・診療への技術応用に取り組んでいる。また近年、地域の病院等が閉鎖・減少する中でも、地域医療の拠点病院として、救急医療、がん診療、周産期医療等、社会から要請の高い医療に対して、専門的かつ総合的な見地に立った高度な医療を提供しており、地域医療機関とも診療連携を図りながら、地域医療の充実や発展に意欲的に取り組んでいる。
- 大学共同利用機関法人が設置する各大学共同利用機関が、全国の国公私立大学の研究者等への共同利用・共同研究の場の提供を通じ、当該分野の中核拠点として学術研究を推進している。今後、機構長のリーダーシップの下で新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上、業務運営のさらなる改善・効率化に向けた取組をこれまで以上に強力に推進していくことが期待される。

(2) 項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営協議会については、ほとんどの法人において適切な審議が行われ、学外委員の意見を法人運営の改善に反映しているが、7法人(室蘭工業大学、福島大学、筑波技術大学、埼玉大学、東京学芸大学、信州大学及び京都工芸繊維大学)において、審議すべき事項が報告事項として扱われているなど適切な審議が行われていない。</li> <li>• 学生収容定員の充足については、大学院修士課程、博士課程又は専門職学位課程の充足率が90%を満たしていない法人がなお12法人(弘前大学、秋田大学、福島大学、政策研究大学院大学、上越教育大学、北陸先端科学技術大学院大学、山梨大学、信州大学、愛知教育大学、兵庫教育大学、奈良先端科学技術大学院大学及び鳴門教育大学)ある。特に、弘前大学、山梨大学及び信州大学においては連続して充足率を満たさず、入学定員の削減を行っていないことから、今後、速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが求められる。</li> <li>• 教職員の個人評価については、多くの法人が制度の検討を進め、試行を行いつつ取組を進めており、これまでの32法人に加えて、新たに15法人(室蘭工業大学、弘前大学、千葉大学、東京海洋大学、一橋大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、岐阜大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、奈良女子大学、広島大学、佐賀大学及び宮崎大学)において、教職員のそれぞれの職務を踏まえた個人評価の本格実施とその結果の給与等処遇への反映を実施している。</li> </ul>
財務内容の改善	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外部資金の獲得に向け、法人内で教員のインセンティブを高める方策や外部資金の申請を支援する諸施策を講じるなど積極的な取組を進め、継続的に成果を上げている。また、経費の節減についても、各法人とも引き続き各種の方策を講じ、光熱水料の削減や複数年契約による各種契約費の削減等、管理的経費の抑制に積極的に取り組んでいる。なお、これらの取組の成果が、外部資金比率の向上や一般管理費比率の低下等の財務指標に現れている例も見られた。</li> <li>• 随意契約の適正化に向けた見直し計画については、計画通り実施できていない法人も一部あるが、ほとんどの法人において自らが設定した計画を踏まえて契約の適正化に向けた取組を進めている。</li> </ul>
自己点検・評価及び情報提供	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自己点検・評価については、法人全体としての評価の実施に向けた体制の整備等がほぼすべての法人で行われており、各法人において「企画-実行-評価」の改革サイクルが確立しつつある。また、教育研究、管理運営に必要な様々なデータベースシステムを整備し、IT等を活用して中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、実績報告書の作成作業等の効率化と負担の軽減を図っている法人(滋賀医科大学)も見られた。今後は、より多くの法人において、IT等を活用して、中期計画・年度計画の進行管理及び評価作業の効率化と負担の軽減に向けて工夫改善が行われることが期待される。</li> </ul>
その他業務運営 (施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究費の不正使用防止のための取組については、すべての法人において、危機管理に相応しい仕組み、未然の防止策及び事案の把握方法に関し、ガイドラインや関係規程の制定等、体制、ルール等の整備を行っており、今後一層の再発防止に向けた取組が期待される。</li> <li>• 危機管理については、すべての法人において、災害、事件・事故等に対する危機管理マニュアルの制定、対応部署の設置、予防訓練の実施等、全学・全機構的な危機管理体制の整備を進めている。今後は、各法人が置かれた環境に応じて又は組織の再編に伴い、想定される事象ごとに、地域との連携を図りながら、予防的措置にも力を注ぎつつ、危機管理体制をより強固に構築していくことが期待される。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 経営協議会については、議事要旨(議事録)及び学外委員の意見を法人運営に活用した具体例に関する資料等を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合规性や、学外委員の意見の法人運営への活用について評価を行っているが、法人が提出した資料や評価結果からは、学外委員の意見をどのように法人運営に活用したのかが分かりにくいものもみられる。今後の評価に当たっては、国民の幅広い意見を法人運営に適切に反映させる役割を持つ経営協議会の重要性にかんがみ、経営協議会が期待される役割を十分に発揮しているか明らかにする観点から、学外委員の意見の法人運営への一層の活用について、その情報の公表状況も踏まえ、評価を行うべきである。
- 情報提供については、現在、各大学が公開することが必要と考えられる項目や方法を定めた指針の策定に向けて中央教育審議会が議論が行われているところであり、今後の議論の動向も踏まえて、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から必要な評価を行うべきである。
- 公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、今後は、各国立大学法人等が整備した公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の運用状況についても評価を行うべきである。